

有機溶剤健康診断項目

【必須項目】

1. 業務の経歴の調査
2. 有機溶剤による健康障害の既往歴の調査
 有機溶剤による自覚症状及び他覚症状の既往歴の調査
 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査に係る既往の検査結果の調査
 有機溶剤による 4、5 及び 7～10 に掲げる項目についての既往の異常所見の有無の調査
3. 有機溶剤による自覚症状または他覚症状と通常認められる症状の有無の検査
4. 尿中の蛋白の有無の検査
5. 下の表の区分に応じ、右欄に掲げる項目

【医師が必要と認める場合に行う項目】

6. 作業条件の調査
7. 貧血検査
8. 肝機能検査
9. 腎機能検査（尿中の蛋白の有無の検査を除く）
10. 神経内科学的検査（筋力検査、運動機能検査、腱反射の検査、感覚検査等）

【有機溶剤ごとの検査項目】

有機溶剤名称	検査項目
エチレングリコールモノエチルエーテル エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート エチレングリコールノルマルモノブチルエーテル エチレングリコールモノメチルエーテル	【貧血検査】 血色素量 赤血球数
オルトジクロロベンゼン、クレゾール、クロロベンゼン、クロロホルム 四塩化炭素、1・4ジオキサン、1・2ジクロロエタン(別名二塩化エチレン) 1・2ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン) 1・1・2・2テトラクロロエタン(別名四塩化アセチレン)	【肝機能】 AST、ALT、γ-GT
キシレン	【代謝産物】尿中のメチル馬尿酸量
N・N-ジメチルホルムアミド	【肝機能】AST、ALT、γ-GT、【代謝産物】尿中N-メチルホルムアミド量
スチレン	【代謝産物】尿中のマンデル酸量
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン	【代謝産物】
1・1・1トリクロロエタン	【代謝産物】
トルエン	【代謝産物】尿中馬尿酸量
二硫化炭素	眼底検査
ノルマルヘキサン	【代謝産物】尿中2・5ヘキサンジオン量

尿中代謝産物の分析項目と分布

有機溶剤名称	尿中代謝物	単位	分布1	分布2	分布3
キシレン	メチル馬尿酸	g/L	0.5以下	0.5超 1.5以下	1.5超
N・N-ジメチルホルムアミド	N-メチルホルムアミド	mg/L	10以下	10超 40以下	40超
スチレン	マンデル酸	g/L	0.3以下	0.3超 1以下	1超
テトラクロロエチレン	トリクロロ酢酸又は総三塩化物	mg/L	3以下 3以下	3超 10以下 3超 10以下	10超 10超
1・1・1 トリクロロエタン	トリクロロ酢酸又は総三塩化物	mg/L	3以下 10以下	3超 10以下 10超 40以下	10超 40超
トリクロロエチレン	トリクロロ酢酸又は 総三塩化物	mg/L	30以下 100以下	30超100以下 100超300以下	100超 300超
トルエン	馬尿酸	g/L	1以下	1超 2.5以下	2.5超
ノルマルヘキサン	2・5-ヘキサンジオン	mg/L	2以下	2超 5以下	5超

【備考】

分布1、2、3は、正常と異常の鑑別をするものではなく、ばく露量を反映する指標です。
 分布1から3に向かうほど体内へのばく露が大きい事を意味し、分布2と3の境界値は、米国産業衛生専門家会議（ACGIH: American Conference of Government Industrial Hygienists）の生物学的ばく露指標（BEI: Biological Exposure Indices）と等しい値が用いられています。